

芦別市内の保育園（つばさ・リリー）の保育料等について

3歳未満児は保育料、3歳以上児は副食費の負担となります。

(単位:円)

世帯の階層区分		月額保育料(3歳未満児)・市内共通						つばさ保育園 副食費月額 (3歳以上児)
				第2子該当		第3子該当		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準	短時間	
1	生活保護世帯	0	0	0	0		0	
2	今年度分の市町村民税が非課税の世帯	0	0	0	0		※市民税の所得割額が57,700円未満の世帯	
3	今年度分の市町村民税の額が均等割の額のみである世帯	(4,200) 11,500	(4,200) 11,400		0	0	(ただし、要保護世帯については、77,101円未満)	
4	今年度の市町村民税の所得割が課税されている世帯であって、その額が右の額である世帯	48,600円未満	(6,300) 13,600	(6,250) 13,500	0	0	4,500	
5		48,600円以上 72,800円未満	(6,300) 18,900	(6,300) 18,600	0	0		
6		72,800円以上 77,101円未満	(6,300) 21,000	(6,300) 20,700	0	0		
		77,101円以上 97,000円未満	21,000	20,700	0	0		
7		97,000円以上 133,000円未満	29,000	28,600	0	0		※市民税の所得割額が57,700円以上の世帯(要保護世帯については、77,101円以上) ただし、第3子該当は0円 ★主食は持参です。
8		133,000円以上 169,000円未満	31,100	30,700	0	0		
9		169,000円以上 235,000円未満	40,600	39,900	20,300	19,950		
10		235,000円以上 301,000円未満	42,700	42,000	21,350	21,000		
11		301,000円以上 397,000円未満	56,000	55,100	28,000	27,550		
12		397,000円以上	72,800	71,600	36,400	35,800		

備考

- 「今年度」とあるのは、4月1日から8月31日までの保育所等の利用分については、「前年度分」と読み替えて適用することとなります
- 年齢の起算日は、4月1日となります
- 世帯の階層区分の認定は、児童と同一世帯に属する父及び母並びにそれ以外の扶養義務者(主としてその収入によって当該児童の属する世帯の生計を支えているものに限る。)の市町村民税の額を合算することにより行います
- 所得割額は、税額控除(住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当控除等)適用前で算定します
- 月の途中の入退所は、日割計算となります
- 括弧内は、要保護世帯(母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯)の金額になります
- 保育料及び副食費は、令和元年10月1日以降の金額です。国の基準額が改正された場合、変更になる場合があります
- 次に該当する場合は、保育料等が減額されます
 - 義務教育修了前の児童が3人以上いる世帯で、そのうち3人目以降の児童が入所する場合、その3人目の児童の保育料及び副食費は0円になります【第3子該当】
 - 所得割額が169,000円未満の世帯で、生計を一にする児童等が複数おり、そのうち2人目以降の児童が入所する場合の保育料は0円になります【第2子・第3子該当】
 - 同一世帯(所得割額が169,000円以上の世帯)に複数の児童が保育所・幼稚園等に入園している場合、年齢の高い順から数えて2人目の児童の保育料は半額になります【第2子該当】